

令和8年 月 日

報道機関各位

福岡県議会事務局長

議会棟における取材、動画撮影等に関する遵守事項について(通知)

近時、議会活動及びその準備活動という公務のために使用されることが前提とされた行政財産である議会棟内で、その目的に反するおそれがある活動が行われ、正常な議会活動が阻害されているとの苦情が多く寄せられています。

具体的には、「議会活動の準備のために公にしない約束で入手した書類等も多数机の上に置いている会派控室に報道機関の方が自由に出入りし、機密の保持に苦慮している。」、「事前の承諾なしに突然、あるいは議員の意思に反する形で取材を受け、正確な事実を確認できないまま回答を迫られたので不安である。」、「廊下でカメラを構えているので議会活動が制約された。」、「カメラに映りこみ、支援者から何かあったのかと心配された。」等々の声が事務局に寄せられています。また、「会派控室や記者控室等で記者会見を開いたり、記者に呼びかけて広報活動を行っている姿が散見されるが、会派や議員の宣伝活動や私物化であり、議会棟の使用目的に反するのではないか。公平で正当な議会活動を徹底すべきだ。」とのご意見も頂いています。

つきましては、議員及び各会派の正当な議会活動を阻害し、庁舎内の秩序を乱す結果となる事態を未然に防止し、正常かつ円滑な議会活動を確保するため、福岡県庁内管理規則(昭和43年8月)第18条の規定により、下記のとおり取材等に関する遵守事項を定めましたので、ご協力をお願いいたします。

また、会派又は議員個人が議長の許可なく議会棟内で行う記者会見等は、正当な議会活動とは言えないことについても、ご理解を賜りますよう、併せてお願いいたします。

記

- 1 会派控室に入室するときは、事前に目的を明示して会派責任者の承諾を得ること。
- 2 議会棟内で、取材、撮影、録音等を行うときは、原則として前日までに対象者の承認を得るとともに、当日、撮影等を開始するに当たっては、他の議員の活動の妨げにならないよう配慮するとともに、再度、対象者の承認を求めること。
- 3 議会棟内で撮影、録音等を行うときは、あらかじめ目的を明らかにして議会事務局総務課長の承認を得ること。また、撮影に当たっては、撮影の許可を受けていない議員、県職員又は一般県民等が映り込まないように注意し、映り込んだ場合は、その場面の映像を報道に使用しないこと。
- 4 議員の活動若しくは職員の業務を妨げ、又は一般県民等の通行を妨げる行為はしないこと。